公　告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２７０号
岩手県北上市柳原町３丁目３番29号　メゾンサトウ３―204号
債務者　小原　和成
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２７７号
岩手県岩手郡雫石町七ツ森130番地11
債務者　増田　隆志
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第３３２号
盛岡市高松４丁目20番54号　ドミールイトサカ205号
債務者　佐々木勝美
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第３５４号
盛岡市月が丘３丁目15番７―408号
債務者　澤村　広子
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１６１号
群馬県邑楽郡板倉町大字大荷場690番地の１
石山英市方
債務者　石山　真実
1　決定年月日時　平成29年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１７７号
群馬県邑楽郡大泉町朝日３丁目22番５号　朝日エランドールＥ棟２号
債務者　牛島ルイザこと　ＵＳＨＩＺＩＭＡ　ＬＵＩＺＡ
1　決定年月日時　平成29年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１０１号
岡山県津山市西吉田446番地１
債務者　山崎　　広
1　決定年月日時　平成29年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第４３号
香川県観音寺市村黒町230番地１　県営常磐団地12棟105号
債務者　行天　　隆
1　決定年月日時　平成29年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２８年（フ）第１４１号
長崎県大村市上諏訪町1239番地11　ビューテラス峰101、旧住所長崎県大村市上諏訪町1036番地16
債務者　福島シゲ子
1　決定年月日時　平成29年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第６５６号
静岡市葵区上伝馬26番44号
債務者　藤若　　要
法定代理人保佐人　司法書士法人小澤事務所
代表者代表社員　小澤　吉徳
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７５０号
静岡市清水区松井町16番６号　グリーンハイツ203号室、旧住所静岡市清水区入船町８番18号
債務者　原田　麻里
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２４７号
静岡県富士市岩本202番地　市営住宅滝戸団地Ａ―205号
債務者　佐野　博明
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第２５７号
長崎県長崎市小江原２丁目23番11―404号
債務者　大澤　瑞穂
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２６２号
長崎県長崎市青山町13番43号　青山マンション406、旧住所長崎県長崎市青山町15番９号カステラコーポ102
債務者　濵辺　亜紀
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４１２号
沖縄県島尻郡八重瀬町字港川183番地２
債務者　上原八ツ代
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１号
北海道日高郡新ひだか町静内青柳町２丁目11番18号轟マンション102号室
債務者　梅木　忠広
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係